

第39回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	令和4年8月31日(水) 10:30~11:08
開催場所	和光市役所4階 403会議室
出席者	森山裕紀子委員、齊藤鉄也委員、竹村幸子委員、富澤幸男委員、松永安正委員、伊藤直良委員、木暮晃治委員(以上7名出席) (事務局)末永総務部次長兼情報推進課長、橋本課長補佐、柳下統括主査、宮澤主事補 (収納課)野中課長、内田課長補佐
議題	1 道路運送車両法第97条の2の規定に基づく検査事務所(軽自動車検査協会)における継続検査(車検)時の軽自動車税種別割の納付確認に係る電子データの提供について(報告) 2 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて(答申) 3 その他
資料	次第 1-1 報告書(道路運送車両法第97条の2の規定に基づく検査事務所(軽自動車検査協会)における継続検査(車検)時の軽自動車税種別割の納付確認に係る電子データの提供について 1-2 軽自動車税納付に確認システムに係る個人情報の流れ 2-1 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて(答申) 2-2 【補足資料】開示決定等の期限について(期間の延長) 2-3 第38回審議会終了後に提出された意見

1 開会

10時30分開会。

2 総務部次長あいさつ

3 議事

- (1) 道路運送車両法第97条の2の規定に基づく検査事務所(軽自動車検査協会)における継続検査(車検)時の軽自動車税種別割の納付確認に係る電子データの提供について(報告)

(森山会長) 議題(1)「道路運送車両法第97条の2の規定に基づく検査事務所(軽自動車検査協会)における継続検査(車検)時の軽自動車税種別割の納付確認に係る電子データの提供について(報告)」について担当課から報告をお願いします。

***担当課からの説明(収納課 野中課長)**

資料1-1「報告書(道路運送車両法第97条の2の規定に基づく検査事務所(軽自動車検査協会)における継続検査(車検)時の軽自動車税種別割の納付確認に係る電子データの提供について」

資料1-2「軽自動車税納付に確認システムに係る個人情報の流れ」に基づき説明。

(森山会長) 報告が終わりました。今回は、報告事項となりますが、皆様からご質問等がありましたらお願いします。

今回は、地方税共同機構が地方税法に基づいて実施するもので、個人を特定する情報ではないけれども個人の課税、納付状況、車体番号と個人が識別される情報の提供となりますが、法に基づくため、本人の同意がなくても情報を提供することができるようになると理解しました。

(松永委員) 地方税共同機構は今までも存在していて、今までも情報を把握していたのでしょうか。また、今回の提供により情報が漏れる心配はないのでしょうか。

(野中課長) 地方税共同機構は、平成31年度に出来たものであります。データ提供については、LGWAN回線だけとなりますので、情報が漏れる心配はありません。今回の改正では、軽自動車の納付証明書の書面での提出義務がなくなったことにより、納付状況について個人情報が紐づかないような形でデータを提供しますので、個人情報が漏れる心配はありません。

(内田課長補佐) 以前から通常の自動車税では開始されており、今回、市で扱う軽自動車税について全国の自治体で開始されることとなります。すでに通常の自動車税で導入されているため問題はないと思います。

(松永委員) では、今回の改正で大きく変わることは利便性が増すと

いうことですね。

(森山会長) 他にご質問はありますでしょうか。ないようでしたら、これで終了させていただきます。担当課の方ありがとうございました。

(2) 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて(答申)

(森山会長) 続きまして、次第2議事(2)「個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて(答申)」について審議します。事務局から説明をお願いします。

***事務局からの説明(情報推進課 柳下統括主査)**

個人情報の保護に関する法律改正に向けた市の対応について

資料2-1 「個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う和光市の個人情報保護制度の見直しについて(答申)」

資料2-2 「【補足資料】開示決定等の期限について(期間の延長)」

資料2-3 「第38回審議会終了後に提出された意見」

に基づき説明。

(森山会長) 前のご議論いただいた内容を踏まえた答申案を事務局に作成していただきました。議論としてホットだったのが、審議会をどうしていくのかということと、開示決定等の期限についてです。本日は、その内容について議論し、確定させていただきたいと思います。

まず、開示手数料については、従来どおり実費負担としています。

続いて、開示請求手続きの期限については、前回議論があったところです。開示決定期限を14日以内とすると延長含めた最大処理期間が44日となり、30日以内とすると最大処理期間が60日になると説明がありました。答申案には14日以内とする案、30日以内とする場合は、努力義務で14日以内とする案を併記させていただいております。これは、カレンダーデイではなくビジネスデイでも考えてくださいという形で記載しています。現状の答申案でご意

見ありますでしょうか。また、近隣市の状況はどうでしょうか。

(事務局) 朝霞市、新座市、志木市の近隣市も現在検討しているところですが、現時点では、法規定の30日を短縮し、現行条例の日数の14日、15日以内で維持していく方向と伺っております。

(森山会長) 周りの市は、現状の14日以内などと現状維持をしていくという方針のようです。開示決定等の期限を前回会議では30日以内で良いのではないかという意見もありましたが、そうすると周りよりも後退してしまうということになります。日数については、今回補足説明も加わりましたので、その点も踏まえ、皆様のご意見を伺えればと思います。周りが14日だからそれに合わせるという考え方もあると思いますし、行政が大変になるから30日にするという考えもあると思いますがいかがでしょうか。

(竹村委員) 事前に資料を読んで思ったのですが、現在の最大処理期間が60日間ということですが、市が対応可能であれば、期限を14日以内とし処理が間に合わない場合、30日延長して、処理期間が44日間でも妥当ではないかと思えます。

(森山会長) 他にご意見ありますでしょうか。14日以内とする場合は、行政の対応が可能であれば望ましいと記載しても良いかと思えます。

(松永委員) 行政側で44日で対応可能なのでしょうか。

(森山会長) 行政としては、頑張れば44日以内で対応可能なのか、それとも60日は必要なのか、その点はいかがでしょう。

(事務局) そこまで日数がなくとも対応できているのが現状でございます。

(松永委員) それであれば14日でも良いのかと思えます。

(富澤委員) 実務的に件数が膨大であるのであれば別ですが、対応可能な件数ということであればイメージを大事にした方が良いと思います。役所仕事はどうしても時間がかかるイメージがあるので払拭したほうが良いのではないのでしょうか。近隣市とのバランスもあるかと思えます。

(森山会長) 14日で良いのではないかというご意見ですね。和光市だけ30日というのは望ましくはないかと思うので、いま答申案に30日の案も併記していますが、こちらは答申か

ら削除し、基本的には14日以内とし、もし難しいようであればビジネスデイにするなどの工夫をすることも検討いただければと思います。日数として数字で見えるのは14日でよろしいでしょうか。(一同了承)では、今回の議論で14日以内とすることが望ましいとなりましたので、答申案の修正をさせていただきます。

(森山会長) 続いて審議会等への諮問についてです。前回、かなりの時間をかけて議論をした事項となります。法129条は「個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認められるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」という条文が定められた中で、「当審議会としては両論を併記する形で、専門家だけであるのであれば要らないのではないか」という意見と「少なくとも何らかの専門的知見において審議が必要となることがあるかもしれないため設置した方が良い」のではないかというご意見がありました。議論の過程を踏まえ、「法律が地方自治の独自性とかを認めないで、どういう審議会を作るかということまで言及するのはどういうものなのですか」ということを書かせてもらいました。また、山崎委員からは専門的知見を有する委員による審議会等に諮問するのは良いけれど、市民から公募するのもどうかという意見が出されています。答申案に記載されている内容で良いか、または「市民からの公募などを検討し」と加えることも出来るかと思いますがいかがでしょうか。

(竹村委員) この内容で直す必要はないと思います。前回の議論の内容を会長がまとめていただけてすごく良いと思いました。

(森山会長) 他にご意見はいかがでしょうか。こちらの内容でよろしいでしょうか。(一同了承)議論の内容を踏まえ作成しましたので、こちらの内容で確定させていただきます。

続いて、個人情報ファイル簿については、法に基づき個人情報ファイル簿を作成し、現行の個人情報取扱登録簿を廃止すると記載しています。

続いて、要配慮個人情報については、特に条例で必要な事項があれば条例で追記することもできるとされていますが、前回も議論させていただきましたが、要配慮個人情報

というのは法律上すでに、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮するものとして政令でさだめる記述等が含まれる個人情報」とかなり網羅され、具体的に定められています。必要であれば追記出来ますが、和光市において特段追記する必要はないかのご意見をいただいておりますので、現段階においては規定する必要性がないという内容としています。

続いて、開示請求等における不開示情報の範囲ということで、条例で情報公開制度における公開情報あるいは非公開情報との整合性を図ることができると、国の示した解釈を踏まえ、情報公開条例と改正法を照らし合わせた上で、必要に応じて適切に対応してくださいとしています。

前回の議論をまとめた形で作成させていただきました。修正点は、開示決定等の期限についてで、周りも14日ということ、行政も14日で対応できるということ踏まえ答申案を修正するという結論とさせていただくという形よろしいでしょうか。(一同了承)

以上で、議論は終了となりますが、発言し忘れたことなどありましたらお願いします。

答申案の14日の部分については、皆様からご意見をいただきましたので修正し、答申書を確定したいと思います。答申書については、私と副会長の齊藤先生で確認し確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。(一同了承)

ご一任いただいたということで進めさせていただきます。

4 連絡事項等

(森山会長) それでは、予定された議題は以上でございますが、事務局から何かありますか。

(事務局) それでは、事務連絡を2点いたします。

まず、1点目は答申についてです。ただいま、答申書の最終確定については、会長と副会長に一任いただくことになりましたが、確定した答申書については、後日皆さまに送付させていただきます。

続いて、2点目です。本件については、9月12日(月)

からパブリック・コメントを実施し、9月17日（土）に説明会を実施することを予定していますので、皆さまにお知らせいたします。以上となります。

（森山会長） ご意見等がないようでしたら、以上をもちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。

11時08分閉会